

宗教的輸血拒否に関する見解

1. 輸血実施に関する基本方針

輸血治療が必要となる可能性のある手術等の治療において、当院は相対的無輸血を基本方針とします。

常に輸血を行わずに治療ができるように心がけておりますが、治療の経過で救命・生命維持のために代替医療等では治療効果を十分に得ることが困難で、輸血の実施が必要不可欠と判断された場合には救命のために輸血を実施します。

2. 患者権利の保障および対応について

患者が宗教的な理由などにより輸血療法を拒否されていることが確認できれば、輸血の必要性についてご理解を得るように最大限の努力を致します。それでも拒否される場合には患者の自己決定権を尊重し、治療において輸血は一切行いません。

そのため輸血を実施する可能性の高い医療、すなわち手術等の侵襲的治療においては、基本方針にしたがって輸血の必要性をご説明申し上げ、相対的無輸血の方針にご理解を頂けない場合には、治療をお引き受けすることはできず、当センターでの治療継続は困難と判断し、転院にて治療を受けて頂く事といたします。

出血リスクが極めて低く無輸血での治療が可能と判断した場合には、治療を行うか転院を促すかについて、患者、病院担当チームとの話し合いにより決定された意向を尊重します。治療実施が決定されたら、担当医は事前に病院長に報告を行うこととします。治療内容により担当医または病院長が必要と判断した患者では、治療実施前に倫理審査委員会で協議を行うこととします。

治療を実施することが決定したら、関係する治療スタッフに対して情報の共有を徹底し、全員が理解しておくことが必要です。

治療においては患者に「輸血拒否と免責に関する証明書」（様式1）を提示し、内容を確認した上で署名を求めます。

無輸血の方針とした治療の経過において予期せぬ出血により輸血を回避できない事態となった場合であっても輸血は行わず、患者の同意が得られた範囲での代替治療など可能な限りの治療で対応することを患者と取り決め、不測の事

態においても対応は変えないこととします。

3. 輸血同意書について

1) 待機的医療

待機的医療は緊急を要さず、治療開始に猶予がある場合です。基本方針の通りに治療にあたり輸血の必要性が高いと判断した場合には患者に対して、丁寧な説明の上で輸血同意書の提出を求めます。拒否される場合に、治療チームにおいて輸血をせずに治療を行うことが難しいと判断されれば転院をお勧めします。

2) 緊急時の場合

救急搬送された患者で、輸血療法のみが救命の治療法と判断される場合、輸血拒否の確認ができない場合には、同意書がなくても救命を優先して輸血を行います。しかし、輸血拒否が明確な場合には、患者あるいは家族に対して輸血の必要性を説明した上で、判断して頂きます。その上で、最終的に輸血拒否をされることが確認されれば、患者権利を保障し、輸血は行いません。

4. 当事者が18歳未満の未成年者あるいは判断力が無いと判断される場合

(1) 当事者が15歳以上で医療を理解し判断能力がある場合

① 親権者が輸血を拒否しても、当事者が輸血を希望する場合

当事者は輸血同意書を提出し、治療経過において必要があれば輸血を行います。

② 親権者は輸血を希望するが、当事者が輸血を拒否する場合

医療側は基本的に無輸血治療を行います。親権者より輸血同意書の提出があれば、最終的に必要不可欠な状況では輸血を行います。

③ 親権者と当事者の両者ともに輸血を拒否する場合

18歳以上と同様に対応します。

(2) 親権者が拒否するが、当事者が15歳未満、または医療に関する判断能力が無い場合

① 親権者の双方が拒否する場合

医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行います。最終的に輸血が必要になれば、輸血を行います。親

権者の同意が得られず、治療行為を阻害するなどの状況があれば、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止処分を受けた後に親権代行者の同意により輸血を行う方針とします。

- ② 親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合
親権者の双方から同意を得られるように努力しますが、緊急を要する場合などは、輸血を希望する親権者の同意に基づいて輸血を行います。

令和3年6月

千葉県循環器病センター
病院長